

新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている障がい者施設等に対し、予算の範囲内において、新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付することにより、障がい者施設等のサービスの質の確保及び業務継続を支援することとし、その交付にあたり、新潟市補助金等交付規則(平成16年規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、次の各号に掲げる法律において使用する用語の例による。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者施設等 新潟市に住所を有し、関係法等の規定による本市の指定、登録がなされたものとし、次に掲げる施設又はサービスをいう。
 - ア 居宅介護
 - イ 重度訪問介護
 - ウ 同行援護
 - エ 行動援護
 - オ 療養介護
 - カ 生活介護
 - キ 短期入所
 - ク 障がい者支援施設
 - ケ 自立訓練
 - コ 就労選択支援
 - サ 就労移行支援
 - シ 就労継続支援A型
 - ス 就労継続支援B型
 - セ 就労定着支援
 - ソ 自立生活援助
 - タ 共同生活援助
 - チ 特定相談(計画相談支援)
 - ツ 一般相談(地域定着支援、地域移行支援)

- テ 移動支援
- ト 日中一時支援
- ナ 地域活動支援センター（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）
- ニ 児童発達支援
- ヌ 放課後等デイサービス
- ネ 居宅訪問型児童発達支援
- ノ 保育所等訪問支援
- ハ 障がい児相談支援
- ヒ 障がい児入所施設

(2) 法人等 前号に掲げる障がい者施設等を運営する法人をいう。

(申請者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、障がい者施設等を運営する法人等とする。ただし、下記の障がい者施設等は除く。

- (1) 令和8年2月1日現在において事業の開始又は再開から2月以上経過していない障がい者施設等
- (2) 令和8年2月1日以降に事業を開始する障がい者施設等
- (3) 申請時点で休止又は廃止している障がい者施設等
- (4) 事業を継続する意思がなく、令和7年度中に休止又は廃止を予定している障がい者施設等
- (5) 国、独立行政法人、県、市が運営する障がい者施設等
- (6) 共生型サービス事業所及び基準該当サービス事業所

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者の代表者、役員又は使用人その他の従事者若しくは構成員等が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の場合は、支援金を交付しない。

(支援金の額及び算定方法)

第4条 支援金の額及び算定方法は、別表1に定める施設及びサービスの区分ごとに交付することとする。

2 法人等において複数の障がい者施設等を運営している場合は、合算して交付することとする。

3 支援金の交付は、一の法人につき1回とする。

(申請方法)

第5条 申請者は、支援金の交付を受けようとする場合、新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

（交付決定及び交付額確定通知）

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、申請者に対し、新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書兼支援金確定通知書（様式第2号）により通知する。

（検査及び報告）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は、職員に申請者の事務所及び障がい者施設等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させるものとする。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、前条の規定による検査で交付決定を受けた者が法令又は本要綱に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 前条の第2項による交付決定の取消しを受けた者は、当該取消しにかかる部分について、既に支援金の交付を受けているときは、新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金返還命令書（様式第4号）に基づき、市長が定める期日までに当該支援金を返還しなければならない。

（関係書類の整備及び保存）

第10条 支援金の交付決定を受けた者は、支援金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

区分	施設又はサービス種別	支援金額
入所系	障がい者支援施設、療養介護、障がい児入所施設（いずれも併設短期入所の定員を含む）	定員 1 人あたり 20,600 円
居住系	共同生活援助（併設短期入所の定員を含む）、短期入所（単独型のみ）、自立訓練（宿泊型）（併設短期入所の定員を含む）	定員 1 人あたり 20,600 円
通所系	生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援、地域活動支援センター	定員 1 人あたり 16,000 円
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、就労定着支援、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援	1 事業所あたり 48,000 円
相談系	特定相談、一般相談、障がい児相談支援	1 事業所あたり 35,000 円

※入所系及び居住系について、併設の短期入所がある場合は、合計した定員数により、一申請区分での支給とする。ただし、併設の短期入所の定員が「空床利用」のみの場合は除く。

※入所系について、通所系のサービスを行っている場合でも、入所系の区分のみの支給とする。訪問系、相談系のサービスを行っている場合は、それぞれの区分の支給とする。

※多機能型事業所の場合は、合計した定員数での支給とする。

※通所系のサービスを同一建物で複数行っている場合は、合計した定員数での支給とする。ただし、日中一時支援の定員が「適宜調整」の場合は除く。

※訪問系のサービスを同一建物で複数行っている場合は、一事業所分の支給とする。

※相談系のサービスを同一建物で複数行っている場合は、一事業所分の支給とする。

※共生型サービス及び基準該当サービスは対象外とする。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所
法人名
代表者 職・氏名

新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書

新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき、支援金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

記

1 交付申請・実績報告額 円

2 振込先及び対象施設等

別紙1「対象施設等内訳書」のとおり

3 その他提出書類

別紙2「交付申請にあたっての誓約書兼同意書」

振込先通帳の写し

(別紙1)

対象施設等内訳表

(1) 法人情報

申請日	年 月 日
法人名	
法人代表者	
法人所在地	〒
担当者氏名	
電話番号	

(2) 振込先 (上記法人にまとめて振り込みます。)

債権者コード	
金融機関名	金融機関コード
支店名	支店番号
預金種別	口座番号
口座名義人	
口座名義人 (カナ)	

(3) 対象施設等内訳

施設名称等	施設・サービス種別	定員 (人)	申請区分	支援金額 (円)
合計				

(申請にあたり、内容を確認のうえ、下記□にチェック (✓) をご記入ください。)

- 私は、上記の対象施設等の記載内容に誤りがないことを確認しました。
- 上記の対象施設等について、今年度中は休止・廃止する予定がなく、業務を継続します。

(別紙2)

交付申請にあたっての誓約書兼同意書

(申請にあたり、内容を確認のうえ、下記□にチェック(✓)をご記入ください。)

(要綱に関する事項)

- 新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱の内容をすべて確認し、承諾しました。

(暴力団排除に関する事項)

- 私(当法人・当団体)は、次のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号。以下「条例」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営維持に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意し、当該照会に必要な役員等の情報(役職名、氏名、生年月日、性別、住所)を記載した名簿の提出を求められた場合は、指定の期日までに貴市に提出します。

法人又は団体名 _____

別記様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

**新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書
兼支援金確定通知書**

年 月 日付で交付申請のあった事業に対する支援金について、下記のとおり交付（不交付）の決定及び額の確定をしたので、新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

1 支援金の名称

新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金

2 交付決定額（不交付の理由）及び確定額

円

（不交付の理由）

別記様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金については、次のとおり交付決定の取消しをいたしましたので通知します。

記

1 支援金の名称

新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金

2 交付決定額

円

3 交付決定取消額

円

4 取消理由

別記様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金返還命令書

令和 年 月 日付 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）
新潟市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金について、次のとおり返還を命ず
る。

記

1 返還額

円

2 返還期限

3 返還理由